

県内企業で働く外国人材と地域住民との交流を支援します！

外国人材地域交流促進事業費補助金

◆富山県では、外国人材の県内企業定着のため企業等が取り組む地域住民との交流について、費用補助を行っています。

【支援のあらまし】

対象者 県内の外国人材受入中小企業、監理団体、登録支援機関、団体等



補助対象 (要件)

- ①地域との交流をとおして、外国人材の企業定着の事業効果が見込まれること
- ②県内で実施されること
- ③イベントの実施を伴わない単純な食事会等ではないこと

事業例

- ・企業が外国人材とともに地域の祭りへブース出展するなど地域行事への参加
- ・外国人材が自国の郷土料理を地域住民に振る舞うイベントの開催
- ・地域へのゴミ拾い活動への参加
- ・地域住民と交流するスポーツイベントの開催 等

対象経費

会場使用料、交通費、機材レンタル料、郵送費、広告費、保険料、消耗品費、印刷費、委託料、イベント等の実施を伴う食事会等の飲食費など
※補助事業者内の人件費や謝礼、外国人材の休日出勤手当等は対象外
※イベント等の実施を伴う食事会等の飲食費は補助対象経費全体の1/2まで

補助上限額 補助率

補助上限額 20万円 / 補助率 1/2
※1団体につき2事業まで



対象期間

令和9年2月28日（日）まで
※事業実施の2週間前までに申請してください
※予算額に達した場合は、受付を終了する場合があります

交付の決定

外国人材地域交流促進事業費補助金審査会で
適当と認められた事業に補助金が交付されます



➔補助要綱、申請書類など詳細は、
富山県ホームページでご確認ください。



【申請・問い合わせ先】

富山県 地方創生局 多文化共生推進室
外国人共生社会推進課

TEL:076-444-8873

E:mail:atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp

